

住民接種マニュアル(案)

担当課

本マニュアルは、新型コロナウイルスワクチン接種の実施を踏まえて作成したため、新型インフルエンザウイルス等感染症の病原性によっては異なる対応が必要となることが想定されます。そのため、本マニュアルにおいては、接種に係る対象者や実施方法など基本的な内容にとどめます。

1. 予防接種の概要

(1) 予防接種の目的

新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため、ワクチンの接種により個人の発病や重症化を防ぎます。

(2) 予防接種の実施方法

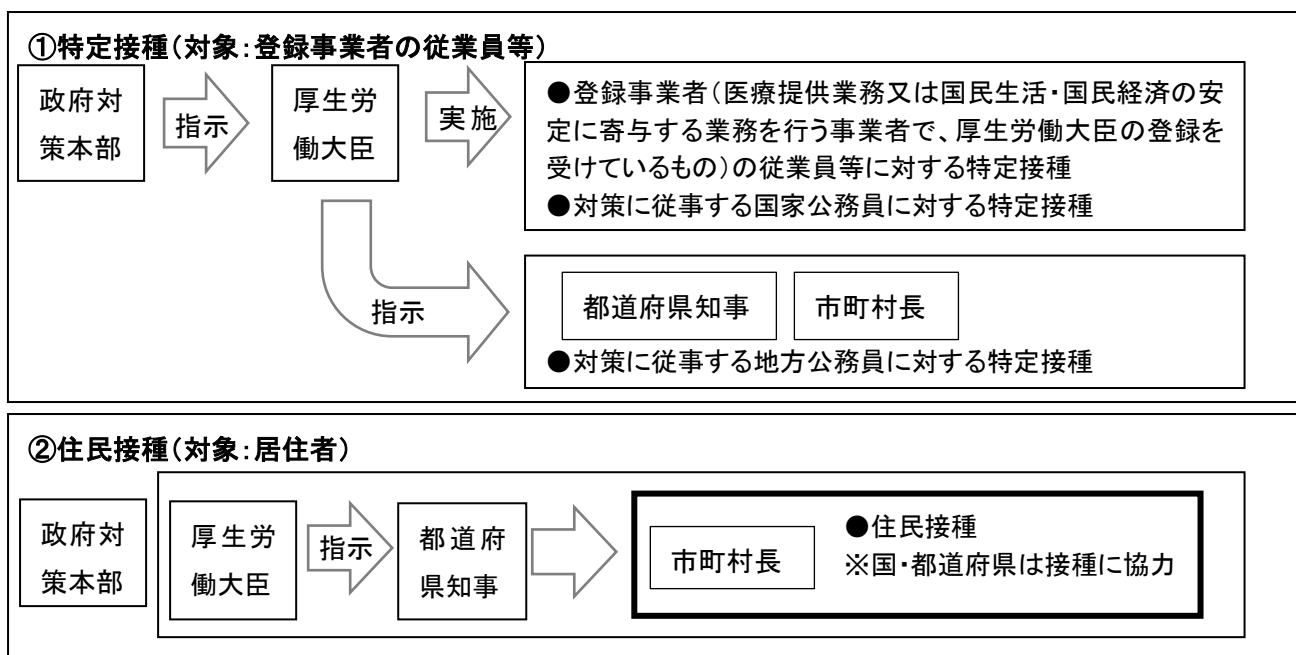
予防接種の実施方法は特定接種と住民接種があり、図1のとおりです。

特定接種は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という）第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに臨時に行う予防接種です。国が実施主体として接種を実施するもので、住民接種よりも先にワクチン接種を開始することが想定され、その対象となる登録事業者は、政府行動計画において示される「特定接種の対象となり得る業種・職種について」により定められています。

住民接種は、全国民が速やかに接種できるよう市町村が実施主体となります。

なお、特定接種が行われない場合は、新型インフルエンザ等の患者の診療に直接従事する医療従事者から接種することとされています。

図1



※引用「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き（暫定版）について」

(3) 住民接種の法的位置づけ

特措法第 27 条の 2 に基づき、政府対策本部は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため、緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、重要事項として、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく予防接種の対象者及び期間を定めるものとしています。

予防接種法第 6 条第 3 項の臨時接種は、表 1 のとおりです。

表 1

予防接種法上の位置づけ	第 6 条第 3 項 臨時接種
趣旨等	A 類疾病のうち全国的かつ急速なまん延により国民の生命・健康に重大な影響を与える疾病のまん延予防上の緊急の必要
実施主体	市町村長又は都道府県知事 (厚生労働大臣が指示)
対象者の決定	厚生労働大臣
接種の勧奨	勧奨する※
接種の努力義務	あり※
費用負担	国が全額
自己負担	なし

※政令で定めるものは除く

2. 本市における住民接種体制

(1) 接種対象者

国の新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施要領(平成 31 年 3 月 29 日付健発 0329 第 39 号)で示す接種対象者は、以下のとおりです。これを本市における接種対象者とします。

原則として当該市町村の区域内に居住する全ての者(在留外国人を含む)とする。

以下に掲げる者については、住民基本台帳に記載されていないため、新型インフルエンザ発生から住民接種が実施されるまでに、当該接種者又は保護者が当該市町村に接種希望する旨の申請が必要である。

- ①長期入院・入所者
- ②里帰り分娩の妊産婦及び同伴の小児
- ③その他市町村が認める者

単身赴任者や大学生等で住民票を異動せず、住民基本台帳に登録がない市町村で接種を希望する者については、ワクチン供給状況や接種の進捗状況、接種を行う医療従事者の確保状況、居住の状況、公衆衛生的観点から当該市町村の判断で対象とする場合もあり得る。個別の事情に応じて都度検討し、市町村長の判断で対象者に含める。

(2) 接種対象者数

接種対象者数は令和2年国勢調査をもとに表2のとおり算出しました。

住民接種の対象者は、①医学的ハイリスク者（基礎疾患を有する者・妊婦）、②小児、③成人・若年者、④高齢者の4群に分類します。

表2

(単位：人)

①医学的ハイリスク者		②小児				③成人・若年者		④高齢者
基礎疾患のあるもの(人口7%)	妊婦	幼児	乳児の保護者※	小学生	中学生	高校生相当	成人	高齢者
12,334	1,314	8,743	2,644	9,133	4,451	5,082	90,691	40,483

令和2年国勢調査 総人口 176,197人

※乳児は使用するワクチンの作用、副作用、小児への影響などにつき十分検討される必要があることから、実施の際に国から示されまので対象から除きます。また乳児の保護者については、小児の区分に含むこととされています。

(3) 接種順位（優先対象者）

政府行動計画における住民接種は、優先対象者から実施することが想定されるとともに、接種順位は基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定され、本市においても政府対策本部の内容を踏まえ対応します。

(4) 接種方法

国の予防接種に関するガイドラインでは、原則として集団的接種を行うこととされていますが、本市においては速やかな接種体制とするために、個別接種、地域集団接種、施設集団接種、地域訪問接種を次のとおり実施します。

なお、国の示す接種順位によっては接種区分の調整を行うことがあります。

【個別接種】

日頃から定期的に健診や予防接種を受ける機会がある基礎疾患のある人、妊婦、幼児、小中学生は、かかりつけの医療機関があることが想定されるため、市内医療機関での個別接種とします。

【地域集団接種】

高校生以上の成人・若年者と高齢者は、市内体育館やコミュニティセンター、市庁舎等の会場に対象者を集めて接種を行います。この対象者は接種人数が多いことから、個別接種と組み合わせながら接種を行います。

【施設集団接種】

90日以上の長期入院者や、施設入所者については、施設内でのまん延防止や感染拡大防止の観点から、入院している医療機関や入所施設の嘱託医による接種を行います。

【地域訪問接種】

移動が困難で、在宅で医療を受療中の者は、主治医が自宅に訪問し接種します。

(5) 実施方法と周知

住民接種の実施方法は、表3のとおりとします。

周知は、広報習志野や市ホームページ、市公式LINEのほか、あらゆる広報媒体を活用します。

また、対象者には個別に通知するとともに、接種日時や会場を指定する指定通知の取り組みについても、対象者にあわせて適宜検討します。

表3

対象者		対象者数	把握方法	接種方法	周知方法
者 ハ イ リ ス ク	基礎疾患のある者	12,334	国が示す対象となるため未定	個別接種	【全体】 ・ 広報習志野 ・ 市ホームページ ・ 市公式LINE ・ チラシ ・ ポスター ・ 回覧板 ・ 緊急情報メール ・ 市公式ツイッター など 【対象者】 ・ 個別通知 (予診票、接種会場を送付)
	妊婦	1,314	母子健康手帳交付の妊娠届		
幼児(1歳~就学前)		8,743	住民基本台帳		
乳児(1歳未満)の保護者		2,644	住民基本台帳		
小 中 高	小学生	9,133	住民基本台帳	地域集団接種 又は個別接種	
	中学生	4,451	住民基本台帳		
	高校生相当	5,082	住民基本台帳		
入院者		-	市内医療機関	病院又は施設での施設集団接種	
介護保険施設等に入所中の入所者		-	入所施設		
施設入所支援中の障がいのある入所者		-	入所施設		
成人		90,691	住民基本台帳	地域集団接種 又は個別接種	
高齢者(65歳以上)		40,483	住民基本台帳		
在宅医療を受けている者(外出困難な者)		-	本人、医療機関	地域訪問接種	

入院者、施設入所中の高齢者、施設入所中の障がい者、在宅医療を受けている者の数は未確定

3. 接種スケジュール見込み

(1) 接種方法ごとの1週間の接種見込み数

表4

1週間の接種見込み人数は表4のとおりとします。

また、ワクチンの供給量によっては、接種見込み人数が変動することが予想されます。

なお、施設集団接種及び在宅訪問接種は、接種見込み数が算定できないため記載していません。

接種方法区分	1週間の接種見込み人数	小計	市総計
個別接種	市内60医療機関×30人/日×週5日	9,000人/週	12,600人/週
地域集団接種	【体育館】1会場×1,200人×週2回 ※水曜日・木曜日	2,400人/週	
	【市庁舎】1会場×500人/日×週1日 ※土曜日 1会場×700人/日×週1日 ※日曜日	1,200人/週	

(2) 接種スケジュール案

1週間の接種見込み数をもとに、個別接種、地域集団接種のスケジュール案は表5のとおりです。なお、接種順位については、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部が決定することとされています。

表5

		1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6か月目	7か月目
スクイリ	基礎疾患のある者	→	→					
	妊婦	→	→					
幼児				→	→			
1歳未満の保護者				→	→			
小学生・中学生				→	→			
高校生相当					→	→		
成人						→	→	→
高齢者		→	→					
特定接種※1 (登録事業者の従業員等)		→	→					

感染症罹患患者及び特定接種者、接種希望無が15%として、対象の85%を接種見込みとします。

「V 予防接種に関するガイドライン」に基づき、ワクチンの接種回数は1回目の接種後3週間間隔において2回の接種を見込むため、対象毎に2回分の矢印を記載しています。

高齢者や障がい者の入所者、入院者、移動可能な在宅療養者については掲載していませんが、各施設と調整して実施します。

※1 特定接種の対象となり得る登録事業者は、企業内診療所や外部の医療機関からの診療による接種、医療従事者は勤務する医療機関、国家公務員や地方公務員はその所属機関が接種体制を構築します。

4. 実施に向けて準備すべき事項

住民接種の実施に向けて、新型コロナウイルス等の未発生期からワクチンが供給されるまでの期間に、準備すべき基本的な取り組みは次のとおりです。

(1) 未発生期

- ① 住民接種に関する情報提供のための啓発媒体を作成します。
- ② 地域集団接種の実施会場を想定し、所管課と事前に協議します。
- ③ 習志野市医師会及び習志野市薬剤師会とともに接種体制について協議します。
- ④ 医療従事者の確保やワクチン配送など、民間事業者の活用を検討します。
- ⑤ 住民接種業務を遂行するための庁内体制を検討します。
- ⑥ 感染症流行に備え、衛生物品等を計画的に備蓄します。

(2) 海外発生期

- ① 住民接種業務を遂行するための庁内体制を調整します。
- ② ワクチンの特性に合わせて集団接種の会場を調整します。
- ③ 住民接種の対象者や接種期間、実施方法等について、市民への周知を図るとともに、相談窓口を

設置します。

- ④ 特定接種の実施状況を踏まえ、住民接種の対象者を精査し、通知方法を検討します。
- ⑤ 施設集団接種、地域集団接種の実施について、公益社団法人習志野市医師会及び一般社団法人習志野市薬剤師会、関係施設所管課等と調整を行います。
- ⑥ ワクチン及び医療資器材確保のため、千葉県及び薬剤卸業者と調整を行います。